

大石武学流発祥についての一考察

小石川 透

はじめに

大石武学流は、青森県弘前市を中心とする津軽地方一円に伝わる作庭の流派である。その流儀は宗家制度により継承され、高橋亭山、小幡亭樹、池田亭月、外崎亭陽といった宗家が明治初期から昭和にかけて活躍し、津軽の風土に根差した特徴的な庭園文化を築きあげた。

大石武学流の庭園は、昭和二十八年（一九五三）の盛美園（平川市）を皮切りに、瑞楽園（弘前市）、清藤氏書院庭園（平川市）、金平成園（澤成園）（黒石市）が国の名勝に指定されてきたが、令和二年には弘前市内の個人所有の大石武学流の庭園三件（成田氏庭園、對馬氏庭園、須藤氏庭園（青松園））が新たに国の名勝の指定を受けた。このように、津軽地方の歴史と自然環境が育んだ独自の作庭流儀は、芸術的あるいは学術的に高く評価されてきたものである。

一方で、その流儀の発祥や宗家制度の確立については明確ではなく、長らく曖昧な伝承と推測によって、大石武学流の成り立ちが語られてきた。

これまで語られてきた大石武学流発祥に係る諸説¹⁾については、吉河功「武学流庭園の特色小論」〔『庭研』二六― 日本庭園協会 一九八九年）

の整理が、簡にして要を得たものになっている。それによれば、

A 説…山鹿素行と野本道玄が兵学と庭園を結合させて考案したもので、

弘前藩初代庭園守護役の兼松八郎左衛門が弘前で実施したもので、

B 説…津軽寧親が兼松八郎左衛門の下役だった二代目庭園守護役高橋

亭山を京都に派遣して創始したもの。

C 説…三代高橋亭山が明治期に弘前を中心に活躍。明治十五年黒石

市の庭師の作庭法である神道式の作庭方法を学び、現在に至る

大石武学流を確立したもの。

D 説…慶長十四年に津軽に配流された花山院忠長が京都の作庭技法を

伝え、それが大石武学流になったとするもの。

の四つが示されている。この内、A 説とD 説は「荒唐無稽であり、ほとんど信じられるものではない」とし、また、B 説については庭園の構成などから「京都市の作庭法である」という点は、やはり納得できないとする。C 説だけは、「やや正確」とするが、「神道式の作庭法といっても、それはやはり江戸時代中期以降に世に出された作庭秘伝書類の影響を強く受けたもの」であり、「江戸時代後期に流行した秘伝書類をまとめ、それに自分の考え等を加えて一つの流として確立した」と、大石武学流

の独自性はあまりないこと、ひいては高橋亭山の独創ではないこと、そして発祥時期を明治期と推定する。

以上の吉河の考察から、発祥時期はともかくとして、大石武学流自体のルーツは、京都の実際の作庭作法からではなく、江戸時代に広く流布した、いわゆる作庭書等に求めることができると考えられる。^②

一方で、大石武学流に直接関わる人々の認識はどうだったのだろうか。

宗家・外崎亭陽（一九〇二～一九八九）は、B説を唱え、「初代庭園守護役兼松八郎左衛門の後を継いだ高橋亭山が寧親（津軽寧親※筆者註）の命令で京都に遊学したことからはじまった。」^③とし、「史実によっても、明確なものである」とする。金平成園（澤成園）に親子で庭師として長らく関わった佐藤忠吉による昭和三十八年（一九六三）六月の講演^④においては、A説が唱えられている。

このように、大石武学流に関わる人々においても諸説が並立していたのである。

なお、吉河はC説についての検討から、「武学流という流派名が、いつから起こったかは明らかに出来ないが、これが江戸時代末期頃にすでに存在していた流派名であるかどうかは、大いに疑問であろう。」と指摘している。大石武学流の庭園の事例において作庭時期が明確なものは、すべて明治以降であり、確実な作庭者も高橋亭山（米五郎）以降に限られることから、吉河の指摘は至極当然のものであり、この段階では、極めて妥当性の高いものだった。またここから、流派の発祥時期がD説に示されるような近世初期まで遡るものではないと判断されるものである。

令和四年五月、現在の青森県平川市岩館を拠点に、弘前藩領を代表す

る豪農として勢力を維持し続けた岩館斎藤家に伝来した史料群が、株式会社青森県特産品センター（所在・青森県弘前市）に寄贈された。筆者は、その史料整理に協力させていただく機会を得たが、作業の過程で、吉河が「大いに疑問」とした流派の名称と庭師・高橋亭山の名前を記した嘉永二年（一八四九）の作庭図等が史料群内に含まれていることを確認した。

本稿では、今回確認できた「岩館斎藤家文書」^⑤の大石武学流に関わる史料を紹介しつつ、これまで伝承と推測のみで語られてきた大石武学流の発祥について、若干の考察を行うものである。

一 「庭園守護役」と「兼松八郎左衛門」

まず、改めて前出のA説及びB説において、大石武学流の発祥に関係して語られる「庭園守護役」の実態と、その初代とされる「兼松八郎左衛門」について確認したい。

前出の佐藤忠吉の講演によれば、「弘前藩は全国にない特別庭園守護役という役目をつけた役人をつけて庭園を愛した」という。結論から言うと、弘前藩において「庭園守護役」という役職が設けられたことはない。弘前藩における国許の庭園は、城内や藩主の別邸、寺院等に整備されていたが、その作庭や管理は、当初「御茶道」や「坊主」と呼ばれる役職が担当し、文化年間以降は「郡奉行」の管轄となった。^⑥

庭園管理の実務は、「諸庭小使」などを配置することで行われた。「諸庭小使」の身分については、安永三年（一七七四）に定められた規定がある。

「分限元帳 天明四年十月改」第十一坤（弘前市立弘前図書館蔵）

安永三年四月朔日諸庭小使之儀、只今迄相勤候者ハ是迄之通以來明跡有之召抱之者ハ帶刀無用御給分茂増不申付、掃除小人並合之御擬作ニ被仰付候、

「諸庭小使」を今後新規召し抱える場合はそれまでとは異なり、「掃除小人」並みの扱いとするというものだが、基本的に庭園管理の実務を担う者は小人レベルだったことがわかる。なお、文化年間以降は、個別の庭園に「常附」として小人が配置される管理方法がとられるようになるが、いずれにせよ、「庭園守護役」なる役職が設けられることはなかった。弘前藩における庭園に関わる役職が廃止されたのは、明治三年のことである。

次に、兼松八郎左衛門について確認する。前出の佐藤の講演によると「山鹿先生（素行※筆者註）の姉娘亀女の夫」であり、「庭園守護役として兼松八郎左衛門を最初にやらせた。しかし、兵学の秀でた人として家臣に兵学を教えさせたのでその下役の高橋という人に二代目役をやらせた」とする。一方、外崎亭陽は、兼松を「大石蔵之助良雄の従弟大石利右衛門良磨の娘むこ」とする。

佐藤の言う兼松八郎左衛門は、語られている経歴的に津軽信政の家老等を務めた山鹿八郎左衛門（津軽大学・将監）を指していると考えられる。山鹿八郎左衛門は千歳山長楽亭の整備を担当しており、庭園に関わったことのある人物だが、大規模な土木工事を伴う大型の庭園整備の場合、後の津軽寧親の代に見るように、藩の普請事業として相応の身分の者が担当したものであり、山鹿八郎左衛門と庭園の関りもそうした一

過性のものだったと考えられる。つまり、「庭園守護役」の名に示されるような、築庭後の庭園の維持管理までを含めての常設的な役割ではなく、単発の普請事業担当奉行のような存在だったと考えられる。事実、その後、山鹿八郎左衛門が庭園に関わった史料を管見の限り見出すことはできない。

また、当然のことだが、兼松八郎左衛門を山鹿八郎左衛門とした場合、津軽寧親の代の人物である高橋亭山へ庭園守護役を引き継いだという伝承と、年代的に大きな齟齬が生じるものである。

以上から、大石武学流の発祥に関係するとされる「庭園守護役」という役職と、それに就任して流派の礎を築いた「兼松八郎左衛門」については、事実として存在しなかったといえよう。

二 高橋亭山の履歴

先に述べたように、大石武学流において作庭者が明確な実例は、高橋亭山（米五郎）のものが最も古い。高橋亭山を号する庭師は、大石武学流の伝承では、宗家として三代続いたことになっているが、今回、大石武学流の発祥について活動が確認できる最古の庭師である高橋米五郎の周辺を調査することにより、流派発祥の実態を把握することができるのではないかと考えたものである。

『大石武学流庭園群調査報告書』では、米五郎の父である権之丞の履歴について明らかにしている（表1）。権之丞は、大石武学流の伝承では、兼松八郎左衛門の後に庭園守護役へ就任し、藩命によって京都に上り築

表1 高橋権之丞の履歴 ※根拠史料はすべて弘前市立弘前図書館所蔵

元号	西暦	内容	根拠
文化7	1810	百田村石蔵、新設の三之丸御庭常附へ異動	「弘前藩庁日記（御国）」 文化7年8月23日条
文化10	1813	勤料を下し置かれ、掃除小頭格に昇進 三之丸常附はこれまで通り	「掃除小人」乾
文化12	1815	長柄足輕一番組へ昇進 銭給から金給へ 高橋を名乗る	「弘前藩庁日記（御国）」 文化12年11月12日条 「分限元帳 文化二年八月改」第十一坤
文政元	1818	御城附足輕三番組へ	「分限元帳 文化二年八月改」第十六
文政5	1823	御持筒足輕三番組へ	「分限元帳 文化二年八月改」第二十一
文政8	1826	江戸において権之丞と改名	「分限元帳 文化二年八月改」第二十三
天保4	1833	御手廻二番組与力へ	「弘前藩庁日記（御国）」 天保4年11月28日条 「分限元帳 文政十一年六月改」第二十一
天保5	1834	笠原近江与力へ	「分限元帳 文政十一年六月改」第十七
天保7	1836	笠原近江の失職に伴い当分支配一番組へ	「分限元帳 文政十一年六月改」第十七
天保11	1840	俵子18俵減額	「分限元帳 文政十一年六月改」第五上
天保13	1842	御目見以上御留守居支配三番へ異動	「分限元帳 文政十一年六月改」第五上
嘉永5	1852	2月28日病死 俵子六俵武人扶持外四俵勤料を息子・米五郎が相続	「分限元帳 嘉永4年改」第五下

庭技術を習得して大石武学流の神髓を生み出した二代目宗家とされる。事実としては、表1にあるように、権之丞は、「百田村石蔵」という小人身分から足輕身分へ昇進して高橋を名乗り、江戸での勤務などを経験して権之丞へ改名する。家老・笠原近江の与力へ異動後、笠原の失職に伴って

「当分支配」へ異動。以後「御留守居支配」などを經由して嘉永五年に死亡しており、大石武学流の伝承にある「庭園守護役」への就任や、藩主からの特命を受けての京都への遊学等の事実はなかった。大石武学流のその後の展開を考える上で、権之丞の履歴で最も重要な出来事は、「弘前藩庁日記（御国）」文化七年八月二十三日条に記録される。

一、三之丸御庭懸合申出候三之丸御庭御取建二付、常附小人三人無御座候而ハ行届兼候間、四之郭常附小人小頭藤崎村富次郎并小人百田村石蔵常附之儀ならひニ富次郎跡江常盤坂村ノ長吉小人並合之御給分被下置常附被仰付度儀申出之通、右之内石蔵儀山役人江役拔二付外目論候様申遣之、

後の権之丞である「百田村石蔵」は、新設の「三之丸御庭」の「常附」に異動することになった。石蔵については「山役人」への異動を計画していたので、そこから外すよう伝達している。

ここで権之丞が「三之丸御庭」管理の実務に携わったという事実により、近代以降の高橋家に対して「殿様の御庭師」という周囲の認識が生まれたと考えられる。また、後述するが、庭師・高橋亭山としての権之丞の原点もこの経歴にあると考えられる。

次に米五郎の履歴について確認（表2）すれば、父・権之丞の死後、その遺領を引き継いで「長柄御用番」に任じられ、大坂廻船の「上乘」などを経験しながら、明治三年（一八七〇）に「藩庁使部」に異動している。米五郎の庭師としての活躍が本格化するのには、明治十四年（一八八一）の隠居後であると考えられ、以後、大規模で巧緻な庭園を次々に

表2 高橋米五郎の履歴 ※明治3年以前の根拠資料は弘前市立弘前図書館蔵

元号	西暦	内容	根拠
天保元	1830	誕生	
嘉永5	1852	権之丞より俵子六俵式人扶持外四俵勤料を相続 長柄御用番式組へ	「分限元帳 嘉永4年改」第五下 「弘前藩庁日記（御国）」嘉永5年3月21日条
嘉永6	1853	御持筒二番組足輕へ異動	「分限元帳 嘉永4年改」第十六
万延元	1860	大坂廻船の上乗2・3年見合わせ	「弘前藩庁日記（御国）」万延元年6月28日条
文久3	1863	御手筒足輕へ異動	「分限元帳」嘉永4年改第二十一 「弘前藩庁日記（御国）」文久3年3月7日条
明治2年	1869	一等銃卒四番隊へ異動	「分限元帳 嘉永4年改」第十六
明治3	1870	藩庁使部へ異動	「一等銃卒六組隊外次席共」
明治14	1881	隠居 戸主は八十太へ	「大石武学流庭園群名勝調査報告書」
明治18	1885	延寿園築庭開始（明治28年落成）	「県下庭園めぐり」第8回 （『月刊東奥』1940）
明治21	1888	青森町村林文助方へ逗留	「中泊町宮越家所蔵書簡」
明治23	1890	瑞楽園築庭開始 浅瀬石村鳴海久兵衛方へ逗留	瑞楽園記念碑・「中泊町宮越家所蔵書簡」
明治26	1893	平賀園改庭	平賀園石碑（『弘前の文化財一庭一』所収）
明治30	1897	上十川村宇野清左衛門方へ逗留	「中泊町宮越家所蔵書簡」
明治35	1902	鶴田村渋谷文太郎方へ逗留 金平成園（澤成園）完成	「中泊町宮越家所蔵書簡」 「金平成園（澤成園）保存修理事業報告書」
明治37	1903	金木村津島文治方へ逗留	「中泊町宮越家所蔵書簡」
明治40	1907	死去	

宮越家所蔵高橋亭山関係書簡は、青森県中泊町尾別の宮越家に伝来したもの

築き、大石武学流の興隆を招いた。その際、自らの流派を「大石一流」や「大石武学一流」と名乗った¹⁴。永見健一が米五郎の二男である高橋八十太から聞き取りを行った大正期¹⁵までには大石武学流という名称が固定化していったと考えられるが、少なくとも米五郎時代までの流派名は一定ではない。

三 「岩館斎藤家文書」内の大石武学流の作庭図について

今回「岩館斎藤家文書」に含まれていた大石武学流に関わる作庭図は二点である。その包紙に、岩館斎藤家九代・佐左衛門繁督（東寿・一八〇五〜一八九二）が、作庭図の経緯について記している。

（包紙 三二・五×二六・七センチメートル）

九代目東寿七十歳之時

十代目

斎藤甚助 長寿万歳

直筆

千秋万々歳

明治七甲戌年卯月大吉足シ石之上

庭築直し 但永代太切ニ可被成事

二代目五十石町石橋脇 高橋亭山作

庭図書古新共式枚入 門人 小幡貞吉モ参ル

岩館斎藤家十代目・甚助（一八二八～一九一〇）が施主となり、高橋亭山が明治七年に石を足して庭園を築きなおしたとあるが、この包紙に記された重要な情報は、「二代目」と「門人 小幡貞吉」である。

先に見たように、この時期の亭山は米五郎で、大石武学流の伝承では高橋家の宗家三代目として認識されている人物だが、斎藤家では米五郎を高橋亭山の二代目であると、認識していたことがわかる。また、小幡貞吉（一八四五～一九二〇）は、盛美園や揚亀園（弘前市）の作庭者の小幡亭樹である。小幡は亭山の高弟で、後に宗家を継承した人物だが、具体的にいつからどのように亭山と師弟関係を結んで作庭に関わっていたのか不明だった。亭山と小幡の関係について、これまで確認された最も古い記録は、青森県北津軽郡中泊町宮越家所蔵の高橋亭山書簡（明治二十一年七月二十日付け消印）だったが、明治初年の段階で亭山と行動を共にしていることがわかった。

次に、作庭図二点について確認する。一点目は、嘉永二年に築きなおした庭園についての作庭図（以下「嘉永図」とする）。二点目は、明治七年に築きなおした際の作庭図（以下「明治図」とする）である。¹⁷

二点の絵図に記載の情報で、本論において注目するものは、それぞれの年代と作成者である。

「嘉永図」は「嘉永二己酉年四月吉祥日築直シ」で「大石武学一流高橋亭山作」とする。「明治図」は「明治七甲戌年四月吉日足石ニテ築直シ」で「二代目高橋亭山作」である。

先に見たように嘉永二年時点で権之丞は存命しており、米五郎はまだ若年であることから、「嘉永図」の亭山は権之丞であると考えられる。

伝承では大石武学流の神髓を生み出した存在とされる権之丞だが、確実に権之丞の作庭と判断できる大石武学流の庭園はこれまで把握されていなかった。また、権之丞が庭園に関わったと確認できたのは、小人時代の「三之丸御庭」だけだった。

今回確認された「嘉永図」は、嘉永年間に権之丞が「大石武学一流」を名乗り、庭師「高橋亭山」として、城下を外れた在郷地帯で活動していたことを明らかにした。

これにより、吉河が「江戸時代末期頃にすでに存在していた」ことを疑問とした大石武学流は、発祥時期が最低でも一九世紀半ばまで遡ることが事実となったのである。

「明治図」の「二代目高橋亭山」は、四十代となった米五郎である。

「嘉永図」・「明治図」とも、石に名称が付され、礼拝石や遠山石、守護石等の大石武学流において主要な位置づけの役石が描かれる。また、定型化することを流儀とする庭前（座敷縁先から礼拝石までの空間・図1参照）の礼拝石や蹲踞の詳細が描かれる。改庭とはいえ、同じ庭を描いていることから、庭の構成はほぼ同様の描きぶりとなっているが、情報量は「嘉永図」の方が多く、また、石の名称等には若干の差異が確認できる。

米五郎が作庭した瑞楽園には、明治二十三年の作庭図が残る（以下「瑞楽園図」）。「瑞楽園図」に記載された役石等の名称と、今回「岩館斎藤家文書」の作庭図で記された名称を比較するためにまとめたものが、表3である。

「添石」などの一般的な名称以外で四十九件の名称を抽出したが、図

表3 庭園絵図比較

No.	名称	嘉永図	明治図	瑞楽園図
1	布引石	○	○	○
2	鬼神隠	○	○	
3	瀧添石	○	○	○
4	流分石	○		
5	水鳥石	○		
6	不動石	○	○	○
7	塵流石	○	○	
8	二神石	○	○	○
9	慶雲石	○	○	○
10	夜燈	○		○
11	守護石	○	○	○
12	家悦石	○	○	
13	国治石	○	○	
14	木葉石	○		○
15	遠山石	○	○	○
16	水門石	○	○	○
17	深山石	○	○	○
18	豊桶			○
19	客對三石	○		
20	達磨石	○		
21	竹梅手洗	○		
22	司馬温公形	○		
23	帛石	○	○	○
24	踏富	○	○	○
25	登臺石	○	○	
26	柏石	○	○	○
27	定家石	○		○
28	礼拝	○	○	○
29	学拝	○	○	
30	客拝	○		○
31	踏悦	○		
32	履脱石	○	○	○
33	附手洗	○	○	
34	吊桶石	○	○	
35	登臺石	○	○	○
36	帛石	○	○	○
37	ごろた石三ツ	○		
38	水吐石	○		
39	水受石	○		○
40	浪分石			○
41	安居石		○	○
42	踏卸		○	○
43	山王石			○
44	近山石			○
45	手桶			○
46	把居石			○
47	水分石			○
48	童子石			○
49	瀧富石			○

面三点すべてに共通するものは十六件あり、二点に共通するものは十五件である。二点共通の内、米五郎の「明治図」と「瑞楽園図」では二件に共通がある。また、権之丞と米五郎において共通していない名称は、十七件あった。

共通して使用している名称は、礼拝石や遠山石、守護石など、大石武学流において欠かすことのできない重要な役石ばかりであり、施主へ作庭図を納入する場合は確実に記載しておく必要があったものだったと考えられる。また、名称が共通していない石が存在している理由は、大石武学流の流儀の洗練によるものなのか、権之丞と米五郎の独自性によるものなのか理由は判然としない。いずれにせよ、共通して使用している

名称の性格から、大石武学流の流儀の重要な部分は、権之丞の時点ではほぼ確立し、継承者である米五郎へと引き継がれたと考えられるのである。

おわりに

今回、「岩館斎藤家文書」所収の二点の作庭図を確認したことにより、①諸説あった大石武学流の発祥時期についてはほぼ確定できたこと
②高橋権之丞が実際に庭師高橋亭山として活動していたこと
③大石武学流の流儀が権之丞と米五郎において継承されていたことの三点が明確になった。

大石武学流の庭園は、近代以降の津軽地方の産業の進展や、社会構造の変化等と密接に関わって広まった。その歴史性がこれまで高く評価されてきたものであるが、今回、それらの価値づけの根幹である流派の発祥に関連する事柄について、事実関係がある程度明らかにすることができた。

長年にわたって「謎だらけ」¹⁸と喧伝され、それが全国の庭園愛好家や研究者を惹きつけてきた大石武学流だが、近年ようやく基礎的な史料調査が行われるようになったもので、今回の「岩館斎藤家文書」所収の作庭図の確認も、その成果の一つといえる。今後、基礎的な調査を継続することにより、大石武学流の歴史的価値をより明確にしていきたいと考えている。¹⁹

註

(1) 大石武学流の発祥については、今井三夫「津軽地方の庭園文化―大石武学流庭園を基本として―」（弘前大学教育学部考古学研究室OB会編集・発行『村越潔先生喜寿記念論集』二〇〇七年）において、これまで示されてきた伝承や説を網羅的に提示している。この内、①藤原忠長によるもの、②野本道玄と山鹿素行によるもの、③兼松八郎左衛門が創始して高橋亭山が京都に遊学して成立したものと、吉河の整理と同じものがある一方、④野本洞園の創始、⑤大石武学の創始という二つの異説も採録している。この野本洞園と大石武学なる人物については、管見の限り同名の人物の存在自体を確認することはできず、実在した人物（野本道玄及び大石良麿等）や流派の名前から類推することで生まれた架空の人物であると判断するものである。だが、日本の庭園史に関わる中心

的な人物等が言及してきたことから、それなりに周知された説となっている（野本洞園については重森三玲『日本庭園史図鑑』第二巻（有光社、一九三八年）、観光資源保護財団『津軽の庭』（日本ナショナルトラスト、一九七八年）、弘前の文化財―庭園―（弘前市教育委員会、一九八四年）などに於いて言及されている。大石武学については、重森三玲「武学流庭園紹介号 まえがき」（『林泉』第四五号、京都林泉協会、一九三八年）、森蘊『庭園』（近藤出版社、一九八四年）などで言及されている）。吉河の整理は、吉河の言う「荒唐無稽」をさらに超えた妄説であるこれらの説に言及することがなく、極めて穏当なものであると考えられる。なお、野本道玄（一六五五―一七一四）は、元禄六年（一六九三）から弘前藩に仕えた茶道家で、茶道の伝授の傍ら、養蚕や染織の技術の普及に努め、弘前藩の産業振興に貢献した。青森県指定名勝「貞昌寺庭園」（青森県弘前市）の作庭者という伝承のある人物である。大石良麿については後述する。

(2) 前出重森三玲『日本庭園史図鑑』第二巻では、東睦（名勝・東海庵書院庭園（文化十一年作庭）の作庭者）に作庭法を伝えた江戸の庭師石龍（それをもとに寛政九年に筆記刊行したものが「築山染指録」とされる）について触れ、「この地方（津軽地方※筆者註）に於ても、江戸に於て行はれたる中期乃至末期の庭園が武学流となつたものと考へられる」とし、「従つて武学流庭相が京都流と云ふが如き、従来 of 学説は改むべき」とする。重森は『日本庭園史体系』第二八巻（思想社、一九七二年、※重森完途との共著）で、「諸説が多いが、この武学流庭園の地割を一覧すると、京都式というよりも江戸中末期に於ける庭造伝式のもの濃厚」と、「築山庭造伝」の影響が強いとしている。「築山庭造伝」は、北村援琴が享保二十年に刊行したものを前編、秋里籬島が文政十二年に刊行したものを後編と通称する作庭書で、刊行以後近代にいたるまで広

く読まれた(上原啓二編『築山庭造伝(前編)解説』加島書店、一九八九年)。後出の『岩館斎藤家文書』においても、享保二十年の「築山庭造伝」上中下が収められている。

(3) 外崎亭陽『大石武学流築庭のすべて』(私家版、一九八四年)。

(4) 佐藤忠吉「加藤氏庭園について」(『東奥文化』第二十六号、青森県文化財保護協会、一九六三年)。

(5) 「岩館斎藤家文書」は、総点数四五九で、文書以外の書画・骨董等を含む。今回、瀧本壽史氏、古川祐貴氏、小田桐陸弥氏、澁谷悠子氏らと、①系図関係、②家法関係、③家政関係、④藩政関係、⑤絵図・図絵・地図類、⑥庭園関係、⑦書画・ねぶた絵・骨董類、⑧その他の八項目に分類して整理したものである。斎藤家の成り立ちに関わる家系図や家訓等をはじめ、川普請や「御鷹野御膳所」などの弘前藩との関わり、そして農事関係など、内容が多岐に及ぶものである。本文書群を用いて斎藤家歴代の事跡を丹念に追ってまとめたものが、斎藤馨『岩館斎藤家盛衰記』(斎藤家、一九六九年)である。

(6) 『大石武学流庭園群名勝調査報告書』(弘前市教育委員会、二〇一九年)第2章第2節第1項「近世期までの弘前の庭園文化」(筆者執筆箇所)。

(7) 前掲(6)『大石武学流庭園群名勝調査報告書』一〇頁にあるように、「分限元帳 文化二年八月改」第十一から、「常盤山御茶屋守」「常盤山常附小人頭」「同所常附小人」「三之御丸御庭番常附小人」「富田御屋敷懸」「富田御屋敷附」「同常附小人」などが郡奉行の管轄する庭園関係の役職として確認できるようになる。なお「常盤山御茶屋守」に任じられた「栗原善吉郎」は、「耕作指南方」の肩書があり、植栽管理における専門性を配慮されたものと考えられる。

(8) 「分限元帳 明治二年六月改」第九(弘前市立弘前図書館蔵)「三之御丸四之北御庭懸」の項の最初に「明治三年九月廿五日御庭掛廃止御座候」

とある。

(9) 前掲(3)外崎書。なお、大石良磨は、元禄六年(一六九三)に津軽信政に仕え、高四百石で用人等を務めた後、享保九年(一七二四)に津軽家を致仕した。娘が四人いるが、早逝した四女以外の嫁ぎ先に兼松八郎左衛門の名は確認できない(大石神社編『大石家系図正纂』新人物往来社、一九八〇年)。また、外崎は、初代庭園守護役・兼松八郎左衛門を津軽信政の代の人物としつつも、二代庭園守護役・高橋亭山を京都へ派遣したのは津軽寧親だったとする。この間の百年に及ぶ時代差については特段説明していない。

(10) 青森県文化財保護協会編『津軽藩旧記伝類』(国書刊行会、一九八二年)「卷之七兵学之部 山鹿将監政実」の項。

(11) 「封内事実秘苑」(弘前市立弘前図書館蔵 貞享元年九月条 小栗山村松山御取立二而千歳山ト改御仮屋建長楽亭ト号、津軽大学主宰 見渡京参河八橋之景を被移候といふ、

(12) 津軽寧親の代に整備された大規模庭園として、「三之丸御庭」と「富田御屋敷御庭」があるが、どちらも整備を担当したのは江戸定府の安西助市である。安西は文化年間に御小姓組頭で勘定奉行を兼帯し、諸手足軽組頭から御御用人を務めた(「分限帳 文化二年八月改」第一(江戸)、弘前市立弘前図書館蔵)。

「封内事実秘苑」文化七年七月※傍線筆者

一、三之丸御屋形江御庭出来懸合御重役安西助市被仰付候、江戸表合庭造之者御雇下シ築山泉水等之御設当春分此節迄二成就、右二付愛 宕兼平其外山々々大石取配り庭木之類在町勿論御家中分も数百本御 買上二成、

青森県文化財保護協会編『津軽歴代記類 下』(国書刊行会、一九八二年) ※傍線筆者

文化十三年三月十九日、下久保茶屋へ被為入同所御住居殊之外風流にて、山吹の玉川模し、佐賀丸太にて、蘆の丸屋を造り、善美を尽し御用人安西助市、景色を取、御庭杯百間四方斗築山に相成申候。

(13) 葛西覽造「県下庭園めぐり」第八回(『月刊東奥』昭和十五年十一月号、東奥日報社、一九四〇年)。なお、権之丞が公的に庭園に関わることは小人時代以降ないものの、昭和十年代には「殿様の御庭師」として認識されていたことは、米五郎をはじめとする、大石武学流に関わる人々による流派の顕彰及び周知活動によるものと推測される。

(14) 流派名については、①龍居松之助「黒石町附近にて見たる武学流庭園について」(『造園学雑誌』第一号、日本造園学会、一九二五年)に記載された「大石一流築山口伝記」(後、『庭』別冊十七(『建築資料研究所』一九八〇年)に写真と翻刻文を掲載)、②前掲(3)外崎書に記載のある明治二十七年に亭山から小幡亭樹へ伝えた「築庭極意伝書」(大正十四年写し)の末尾の「大石一流」、③葛西覽造「県下庭園めぐり」第七回(『月刊東奥』昭和十五年十月号、東奥日報社、一九四〇年)収録の明治二十八年「延寿庭由緒」の「大石一派」^(マ)、そして「岩館斎藤家文書」所収の嘉永二年の作庭図(後述)にある「大石武学一流」などが確認できる。

(15) 水見健一「弘前の『壺』」(『庭園』第三巻第五号、庭園協会、一九二一年)。以後、昭和初期において、名勝成田氏庭園の石碑(昭和七年)、『築庭極意伝書』(昭和九年)、名勝瑞楽園の石碑(昭和十一年)などにおいて、「大石武学流」の流派名が確認できる。

高橋八十太(一八七三〜一九二二)は、明治十四年の父の隠居に伴って戸主となった。父とともに築庭や庭園の維持管理に関わる一方で、弘前公園の看守や新聞記者等を務めた(拙稿「大石武学流」『庭』第二四六号(『建築資料研究社』二〇二一年) ※前半部の高橋亭山について執筆

したものだ)。

(16) 青森県北津軽郡中泊町尾別の旧家である宮越家及び井沼家に伝来した高橋亭山の書簡は、全部で三十五点が確認されている。宮越家の庭園のみならず、津軽一円の素封家の元を転々としながら、作庭や庭園管理を行う高橋亭山の状況が把握できる書簡群で、息子の権之進と八十太の動向、そして、弟子である小幡亭樹や石工等の職人の情報も確認できる。

明治二十一年七月二十日付け消印書簡(宮越家所蔵) ※傍線筆者

(表面)

北津軽郡

青森大町村林文助殿方ニテ

宮越要三郎殿

高橋亭山

(裏面)

一昨十七日当港へ参り、出立際小幡ヨリ承れば撫牛子村ノ馬車へ預ケ候処金木村ヨリ先ハ不案内之内被案事無遅滞運送ニ相成り候哉承り度、尚過日申上候通り不遠御近傍へ参り候、以上、左様御承引可被下候也、

七月拾九日

宮越家の庭園整備にあたり、小幡亭樹が石造物等について弘前から送付するという内容である。同年七月二十七日付け書簡では、亭山自身が弘前へ戻って石切と協議するとあり、この段階では荷物の発送はまだなされていないかった。

(17) 中泊町・中泊町教育委員会編『宮腰家住宅・資料保存活用計画』(中泊町・中泊町教育委員会、二〇二〇年) 三三頁には、「名勝「盛美園」所収」として、「明治図」とほぼ同様の絵図が掲載されている。庭の構成、配石位置、役石の名称などが同じだが、「明治図」は斎藤家の庭園について描かれたことが九代目当主・斎藤佐左衛門による記録で明らかなので、「盛美園」のものは斎藤家の庭園図を写したものだと考えられる。

(18) 今井三三夫「謎だらけの大石武学流庭園」(『おももり草子』第二三九号、企画集団ぶりずむ、二〇一六年)。

(19) 弘前市教育委員会が昭和五十年代に行った大石武学流の調査では、弘前市内を中心とした所在調査を行い、代表的な庭園については図化が行われた。その成果は『弘前の文化財―庭―』にまとめられているが、この冊子は、大石武学流の価値の周知において一定の功績がある一方で、流派の発祥や系譜については、根拠史料を示すことなく推測だけで述べられているにも関わらず、長らくその記載が定説として各所で扱われるなど、問題のあるものだった。例えば、今回確認することができた「岩館斎藤家文書」所収の作庭図に関する記述もあるが、引用すると(※傍線筆者)。

「その後二代高橋亭山は嘉永年間(一八四八〜五四)に平賀の斎藤氏の庭園を築造している。これは記録によると、二代目大石武学一流と称し(以下略)」(『弘前の文化財―庭―』一四頁)。

とある。このように根拠史料の情報を示すこともなく記述を進め、挙句に嘉永年間の高橋亭山を二代目と誤認することで、権之丞と米五郎を混同してしまっており、読む者に多くの誤解を与えるものとなってしまっている。この冊子にはこうした記述内容の混乱が散見されるが、今回、『弘前の文化財―庭―』の記述の元となったと思われる史料を確認し、その記述内容の正否について検討できたことは、津軽地方に根付いた独自の庭園文化の歴史性を正しく理解していく上で、非常に有意義なことだったと認識している。

【謝辞】 史料の所蔵先である(株)青森県特産品センターの中村元彦氏及び檜山和大氏にお世話になりました。また、宮越家及び井沼家の高橋亭山書簡の確認については、中泊町博物館の齋藤淳氏にご協力いただきました。末筆ではありますが、御三方へ感謝申し上げます。

(こいしかわ・とおる 弘前市教育委員会文化財課)

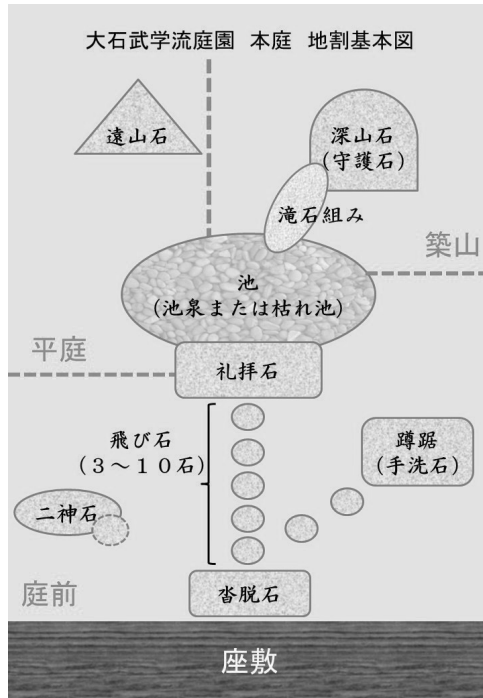


図1 『大石武学流庭園群名勝調査報告書』
24ページ「大石武学流庭園本庭地割基本図」

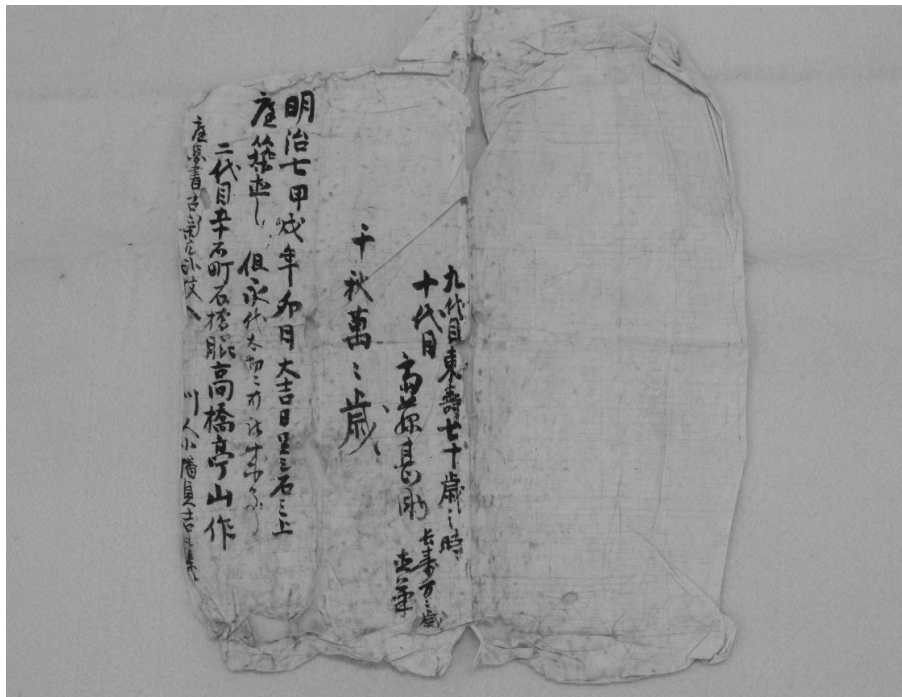


図2 「包紙」 32.8×26.7cm

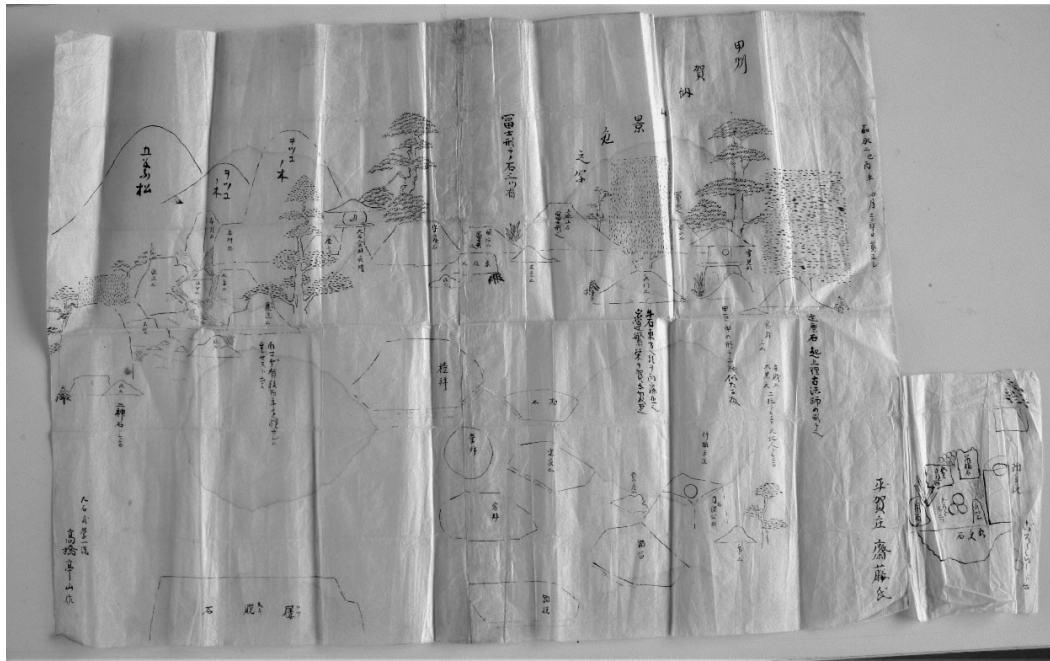


図3 「嘉永二己酉年四月吉祥日築直シ」の作庭図(以下「嘉永図」) 40.0×53.5cm(継ぎ足し部分15.4×9.4cm)



図4 「明治七甲戌年四月吉日足石ニテ築直シ」の作庭図(以下「明治図」) 54.0×47.8cm

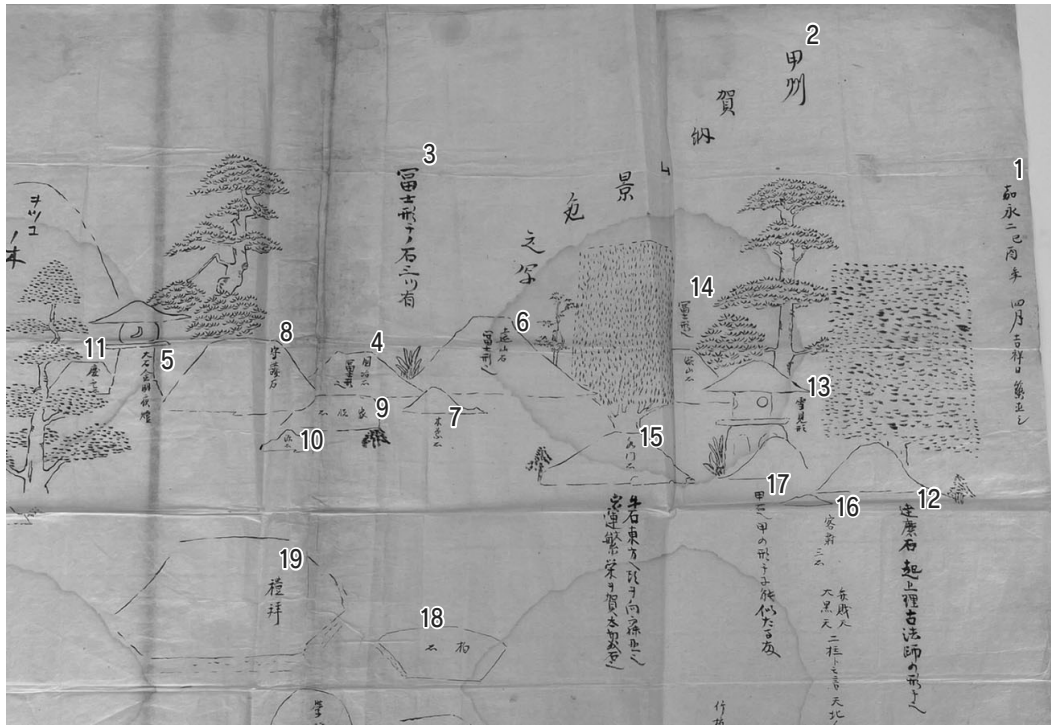


図5 「嘉永図」右上

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|---------------|------------------------|-------------|------------------|----------|-----|---------------|-----|----|-----|-----|-----|----------|--------|----------|-----------|-----------|----------------|
| 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 礼拝 | 柏石 | 甲石八甲の形子に能似たる故 | 客對三石 弁財天大黒天二柱トモ言天地人トモ言 | 家運繁栄ヲ賀太切成石也 | 水門石 牛石東方へ頭ヲ向而殊丑也 | 富士形也 深山石 | 雪見形 | 達磨石起上理古法師の形子也 | 慶雲石 | 添石 | 家悦石 | 守護石 | 木薬石 | 遠山石 富士形也 | 大石金明夜燈 | 国治石 富士形也 | 富士形子ノ石三ツ有 | 甲州賀納山景色之写 | 嘉永二己酉年四月吉祥日築直シ |

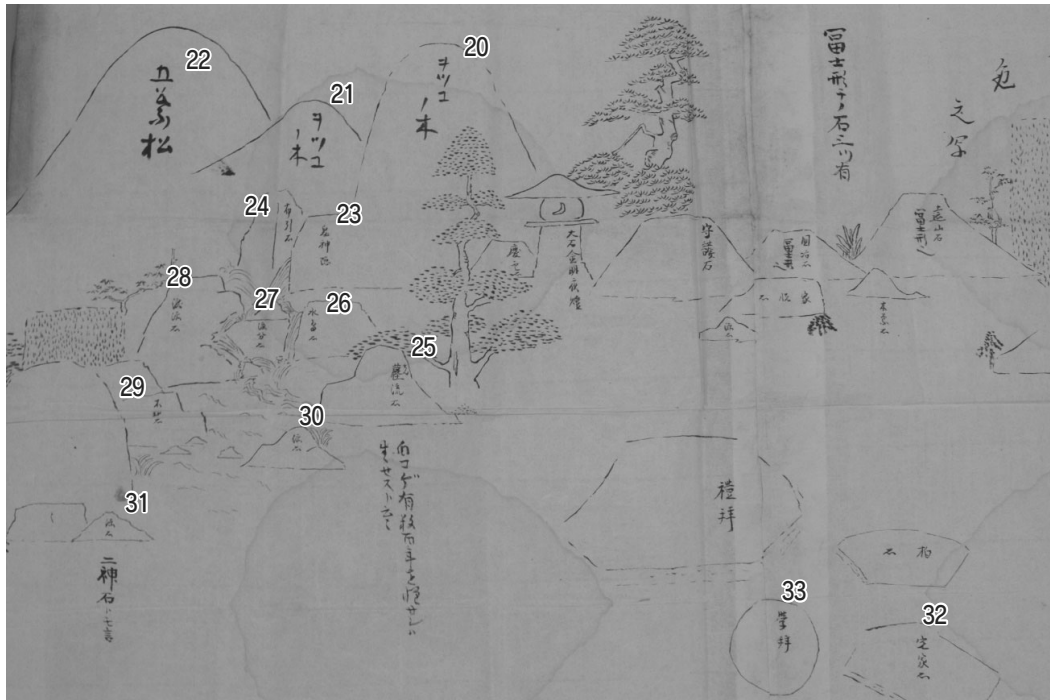


図6 「嘉永図」左上

- | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----------|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 |
| 学拝 | 定家石 | 添石 二神石トモ言 | 添石 | 不動石 | 瀧添石 | 流分石 | 水鳥石 | 麿流石
白コゲ有数百年を経サレハ
生セスト云也 | 布引石 | 鬼神隠 | 五葉松 | ヨツコノ木 | ヨツコノ木 |

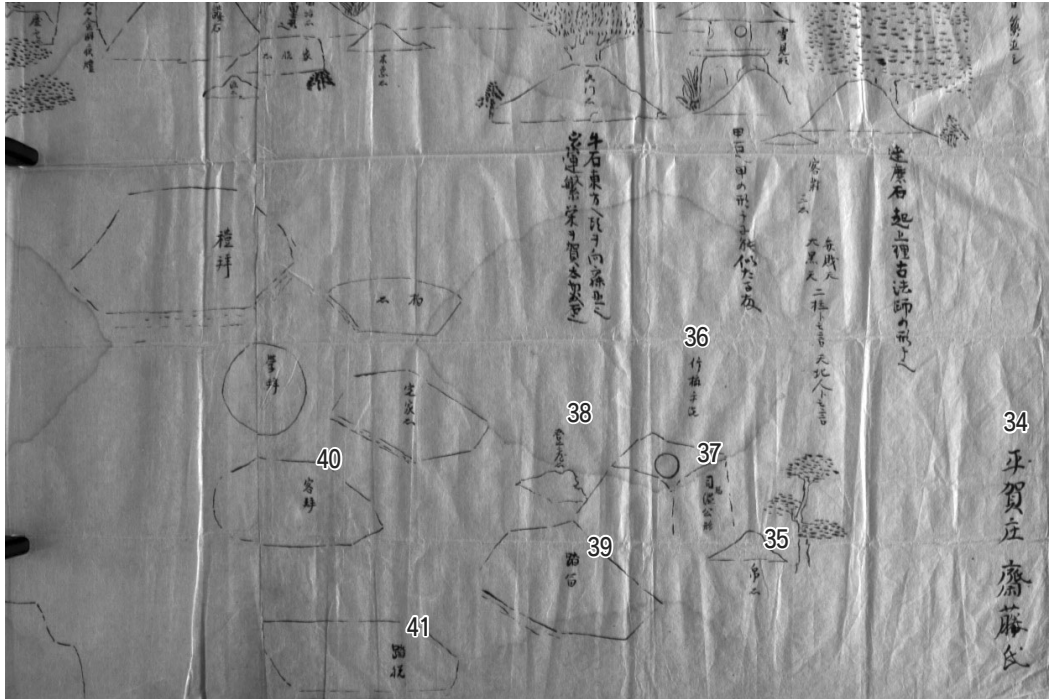


图7 「嘉永図」右下

- 34 平賀庄 齋藤氏
- 35 帛石
- 36 竹梅手洗
- 37 司馬温公形
- 38 登臺石
- 39 踏富
- 40 客拜
- 41 履脱

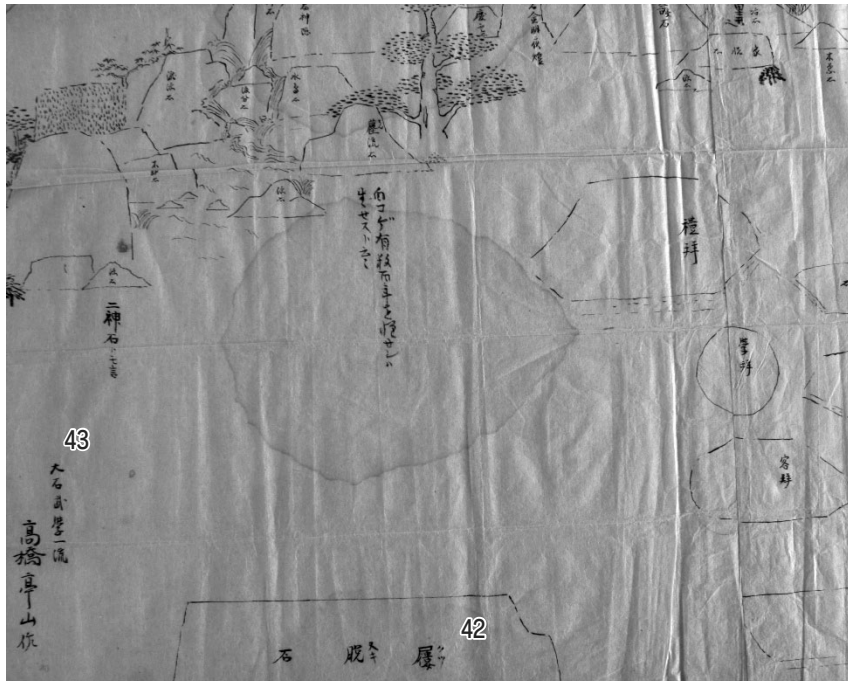


图8 「嘉永図」左下

- 42 履脱石
- 43 大石武学一流
高橋亭山旅



- | | | | | | | | |
|-----|----|--------|-----|-----|-----|---------|-----|
| 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 |
| 水受石 | 帛石 | ごろた石三ツ | 登臺石 | 水吐石 | 吊桶石 | ごろたいしト云 | 附手洗 |

図9 「嘉永図」右下（貼り足し部分）



図10 「明治図」上部

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------|
| 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 二神石 | 不動石 | 塵流石 | 浪分石 | 瀧添石 | 水門石 | 慶雲石 | 安居嶋 | 布引石 | 鬼神隠 | 家悦石 | 守護石 | 国治石 | 遠山石 | 深山石 | 明治七甲戌年
四月吉日足石三ツ
築直シ |

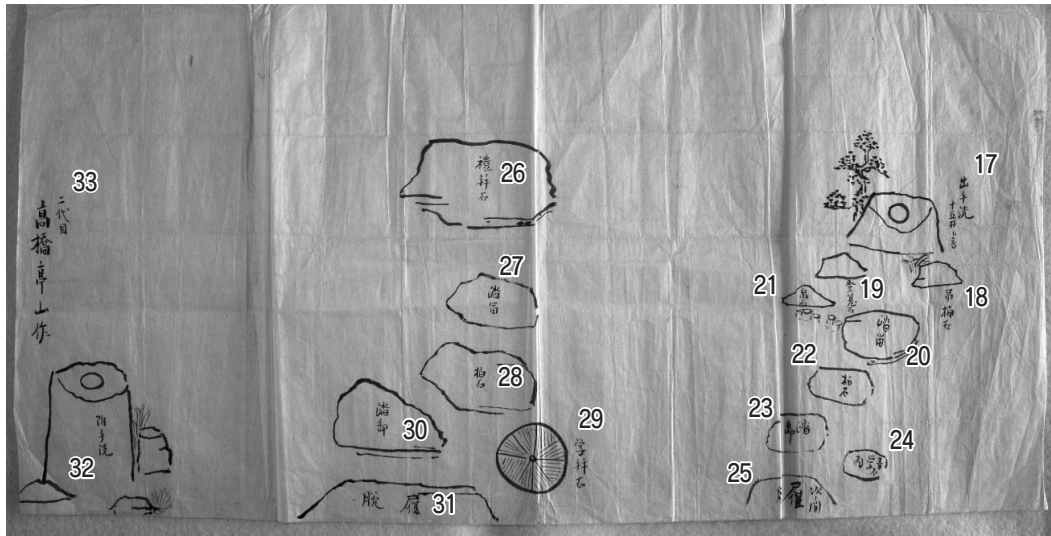


图11 「明治图」下部

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|----|----|-----|----|----|-----|-------|------|----|----|----|----|-----|-------|-----|
| 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | |
| 高橋亭山作 | 二代目 | 附手洗 | 履脱 | 踏卸 | 学拝石 | 柏石 | 踏富 | 礼拝石 | 次ノ間履脱 | 青石学拝 | 踏卸 | 柏石 | 帛石 | 踏留 | 登臺石 | 吊桶石 | 出水洗 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 十五井卜言 | |